

高知県農業農村整備推進方針（2024～2028）



1. はじめに	．．．．	1～2
2. 新たな「高知県農業農村整備推進方針」の策定	．．．．	3
3. 農業農村整備推進方針の基本方向と取組方針	．．．．	4
4. 具体的な対策と成果指標		
【柱1】農を強くする		
（1）地域のニーズに応じた基盤整備の推進	．．．．	5～6
【柱2】農を守る		
（2）農村地域の防災・減災力の強化	．．．．	7
（3）農業水利施設の機能維持及び強化	．．．．	8
【その他】		
高知南国地区国営ほ場整備事業の推進	．．．．	9
5. 取組の実施にあたって踏まえるべき事項	．．．．	10



1 はじめに

(1) 高知県農業農村整備推進方針の策定の趣旨

「高知県農業農村整備推進方針」（以下「推進方針」という。）は、農業基盤課が所管する農業農村整備事業について、基本的な推進方向と具体的な対策を示すものです。

農業農村整備事業は、ほ場整備や用排水施設整備等の農業生産基盤整備と、ため池整備や地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策などを行う事業で、農業・農村の維持発展を支える重要な役割を担っており、推進方針は、平成20年の策定以降5年ごとに見直しを行っています。

今回の推進方針は、2024年度から2028年度までの5年間に取り組む方針を定めるものですが、国の「土地改良長期計画」や、「防災・減災、国土強靱化対策」などの動きもふまえて見直すこととします。

(2) 推進方針の位置付け

推進方針は、県のトータルプランである「高知県産業振興計画」や「高知県南海トラフ地震対策行動計画」、「高知県農業農村整備インフラ長寿命化計画」を上位計画として整合を図りつつ、作成するものです。

推進方針で定める目標（成果指標）の達成に向け、市町村や土地改良区等との連携を一層強化し、取り組みを進めていきます。

(3) 推進方針の進捗管理

推進方針は、事業毎の中・長期計画の作成と具体的な対策ごとに成果指標を設定し、実施にあたってのPDCAサイクルによる進捗管理については、関連する上位計画により行います。

(4) 上位計画との関係性



2 新たな「高知県農業農村整備推進方針」の策定

前推進方針

I. 農を強くする

1. 多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開

- ・地域の中心となる経営体への農地集積
- ・良好な営農条件の確保
- ・地域共同活動による優良農地の維持確保

2. 農業生産資源の保全管理

- ・農業水利施設の戦略的な保全管理
- ・地域共同活動による農業生産資源の長寿命化

II. 農村を守る

3. 南海トラフ巨大地震対策

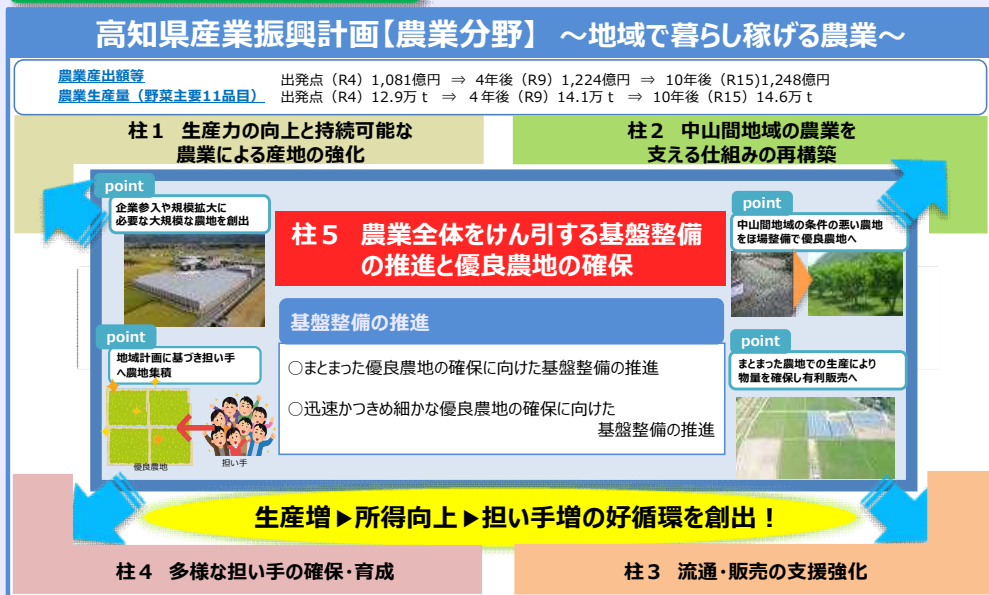
- ・農業集落における防災・減災対策の推進
- ・土地改良施設の耐震強化

前推進方針を踏襲

新推進方針

◆「高知県産業振興計画」や「高知県南海トラフ地震対策行動計画」等の上位計画に基づき取組状況を管理。

柱1 農を強くする



柱2 農を守る

第5期 南海トラフ地震対策行動計画

命を守る	揺れ対策	津波対策	火災対策
	■住宅の耐震化・ブロック塀対策 ■公共施設等の耐震化 ■室内の安全確保対策 など 【農村を守る】 ・防災重点農業用ため池対策 (耐震・豪雨・劣化) ・地すべり対策	■避難対策 ■津波・浸水被害の軽減 ■要配慮者施設の高台移転など	■市街地の大規模火災等への対策 ■津波火災への対策 など
命をつなぐ	応急活動対策	被災者・避難所対策	医療救護対策
	■輸送対策 ■応急活動体制の実効性の確保 ■ライフライン対策 など	■避難所の確保と運営体制の充実 ■福祉避難所の確保 ■保健・衛生活動の充実 など	■前方展開型の医療救護体制の確立 ■透析患者等への支援対策 など
ち生活げをる立	まちづくり	くらしの再建	産業の復旧・復興
	■地籍調査 ■復興グラウンドデザインの検討 ■住宅の確保 など	■災害廃棄物の処理 ■社会福祉施設のBCP策定 ■災害ケアミッドメット体制の構築 など	■農業の復旧・復興 ■林業の復旧・復興 ■水産業の復旧・復興 など

災害に備える

復興をイメージする

柱2 農を守る

高知県農業農村整備インフラ長寿命化計画

⇒

- 施設の機能診断に基づく機能保全計画の策定とライフサイクルコストの低減
- 気候変動を踏まえた豪雨・渇水対策の推進

3 農業農村整備推進方針の基本方向と取組方針

新推進方針の 基本的な考え方

- 前推進方針を踏襲し、「農を強くする」と「農を守る」の2本柱を基本方向として取組を推進
- 新たな課題等を踏まえ、3つの取組方針と5つの具体的な対策を推進
- 上位計画である「高知県産業振興計画」及び「高知県南海トラフ地震対策行動計画」、「高知県農業農村整備インフラ長寿命化計画」の各計画において、PDCAサイクルによる進捗管理を実施

柱1 農を強くする

地域で暮らし稼げる農業の実現

取組方針

1. 地域のニーズに応じた基盤整備の推進

中 期

【具体的な対策①】まとまった優良農地の確保の推進

＜成果指標＞

- 地域のニーズに応じたほ場整備の推進

実施面積 120ha以上

短 期

【具体的な対策②】迅速かつきめ細かな優良農地の確保の推進

＜成果指標＞

- 迅速かつきめ細かな基盤整備の推進（中山間対策等）

実施地区 50地区以上

柱2 農を守る

安心して暮らせる農村環境の実現

取組方針

2. 農村地域の防災・減災力の強化

【具体的な対策③】

防災重点農業用ため池対策（耐震・豪雨・劣化）の推進

＜成果指標＞

- 防災重点農業用ため池の対策実施済率 24% ⇒ 48%
- 防災重点農業用ため池に監視装置の設置 215池（R7～R12）

【具体的な対策④】地すべり対策の推進

＜成果指標＞

- 地すべり防止区域における対策工完了数 7区域

3. 農業水利施設の機能維持及び強化

【具体的な対策⑤】農業水利施設の長寿命化と機能強化の推進

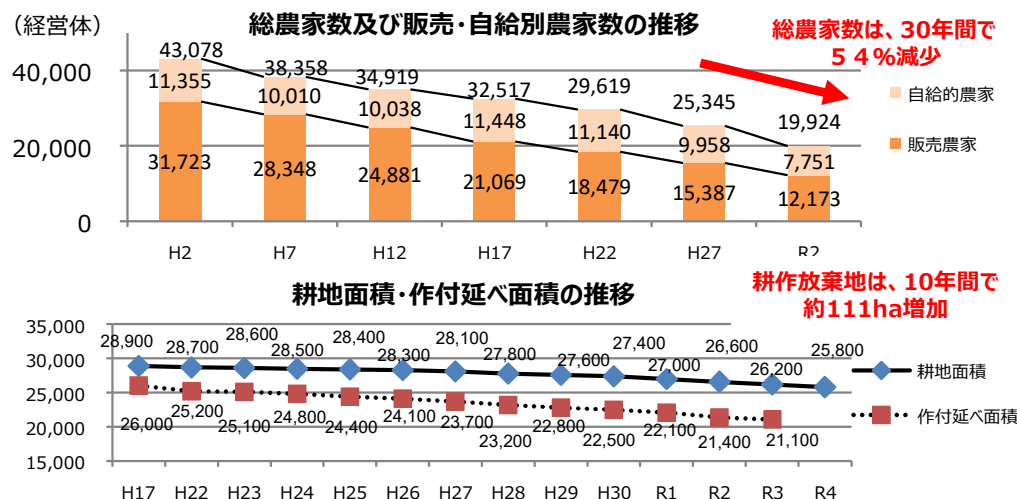
＜成果指標＞

- 基幹的農業水利施設（排水機場、頭首工等）の長寿命化 11施設
- 基幹的農業水利施設の機能強化 2地区（4施設）
- 農業用水の安定確保 1地区

【まとまった優良農地の確保】

現状・課題

- 高知県内のほ場整備率は53%と低く、未整備の農地では担い手への集積が困難
- 優良農地の確保と担い手への農地集積や高収益作物への転換による「稼げる農業」の実現が重要



データ出典「R5高知県の農業の動向」より

基盤整備



四万十市（利岡地区）

取組内容

- 地域の将来像を踏まえたほ場整備事業計画の策定（地域計画との整合）
- 優良農地の確保
（地域条件等から選定したほ場整備候補地の58地区の事業化の検証と推進）

- 担い手（認定農業者や集落営農組織等）への農地集積を推進
- 高収益作物への転換を推進
- 生産性向上による経営規模の拡大を推進

中期

成果指標①

- 地域のニーズに応じたほ場整備の推進（モデル地区の選定、事業化の推進） 実施面積：120ha以上
- 【推進】実施地区における「担い手」への農地集積率 80%以上、「高収益作物生産額」の増加割合 200%以上

【迅速かつきめ細かな優良農地の確保（中山間対策等）】

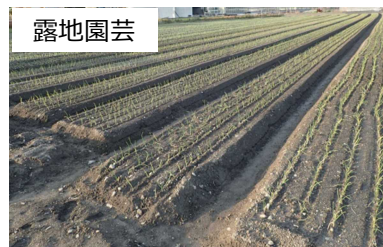
現状・課題

- ニーズに応じた基盤整備を推進してきたが、中山間地域では、まとまった農地の確保が困難など、既存事業の活用が出来ず、基盤整備が進んでいない
- 基盤整備の要望は耕作者からが多く、土地所有者から自己負担に対する理解が得にくい
- 地域をとりまとめる代表者がいないため合意形成が図れない
- 基盤整備をしていないと、担い手が借受けてくれない
- 地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな対応が必要
(中山間対策の推進)

水路や農作業道の整備



基盤整備

◆県営農地耕作条件改善事業（地元負担なし）の活用と拡充
・面積要件の大幅な緩和

（ 露地園芸：2ha ⇒ 0.5ha
施設園芸：1ha ⇒ 0.3ha ）

⇒ 生産性の高い優良農地を迅速に整備

取組内容

- 中山間地域等の実情に応じた基盤整備の推進
- 県営農地耕作条件改善事業を活用した迅速かつきめ細かな基盤整備の推進

- 地域計画に位置づけられた担い手（新規就農者等）を支援
- 産地の維持・発展（高収益作物への転換）を支援
- ブランド化への取組みを支援

短期

成果指標②

- 地域のニーズに応じた迅速かつきめ細かな基盤整備の推進 実施地区：50地区以上
- 【要件】県営農地耕作条件改善事業は「担い手」への農地集積率 100%

【防災重点農業用ため池対策（耐震・豪雨・劣化）の推進】

現状・課題

- 防災重点農業用ため池215池について「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、耐震・豪雨・劣化の対策を実施
- 決壊時の被害想定が大きい順に46池の対策が完了（令和5年度末）
- 今後は、決壊リスクによる健全度評価から対策工を実施
- ハザードマップのさらなる活用が必要（全21市町村で完了予定）
- 地震・豪雨時の迅速な状況把握が必要

ため池対策工



対策後



対策後

【地すべり対策の推進】

現状・課題

- 本県には、「地すべり防止法」により指定された農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域が55区域あり、対策工を実施し概成
- このうち、新たな地すべり現象が発生した7区域で対策工を実施
- 近年は台風や集中豪雨、地震による甚大な災害が全国各地で発生しており、豪雨等による土砂災害の発生を懸念

※「概成」とは、実害がない程度に地すべりの動きが減速した状態や沈静化（停止）した状態

地すべり対策工



H26年8月台風11号・12号による被災状況



対策後（アンカー工）

取組内容

- ③防災重点農業用ため池の計画的かつ迅速な対策（耐震・豪雨・劣化）の推進
- ④地すべり防止区域における計画的かつ迅速な対策の推進



- ③ため池対策の実施、監視装置の設置
- ④地すべり対策の実施

成果指標

③④

- ③防災重点農業用ため池における対策完了率 24% ⇒ 48%（52池 ⇒ 103池）
- 防災重点農業用ため池に監視装置の設置 215池（R7～R12）
- ④地すべり防止区域における対策完了区域 7区域

【農業水利施設の長寿命化と機能強化の推進】

現状・課題

(長寿命化)

- 県営土地改良事業で、基幹的な農業水利施設が整備済
 - ①排水機場や頭首工等の「点的施設」は**40箇所**
 - ②幹線用排水路の「線的施設」は**190km**
- 施設の老朽化が進行し、維持管理コストが増加
- 特に、排水機場や頭首工（可動堰）等の点的施設は、営農活動や住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、線的施設に先行して機能維持を実施
- 一方、線的施設の用排水路については、延長もあり関係する農家の数も多いことから止水や仮設工法が課題

(機能強化)

- 近年、気候変動に伴い、集中豪雨が増加する一方で、降雨日数は減少するなど、県内の園芸産地では浸水被害と同時に渇水による被害が発生

長寿命化



機能強化



取組内容

- 施設の機能診断に基づく機能保全計画の策定と推進
- 近年の気候変動を踏まえた豪雨・渇水対策の推進

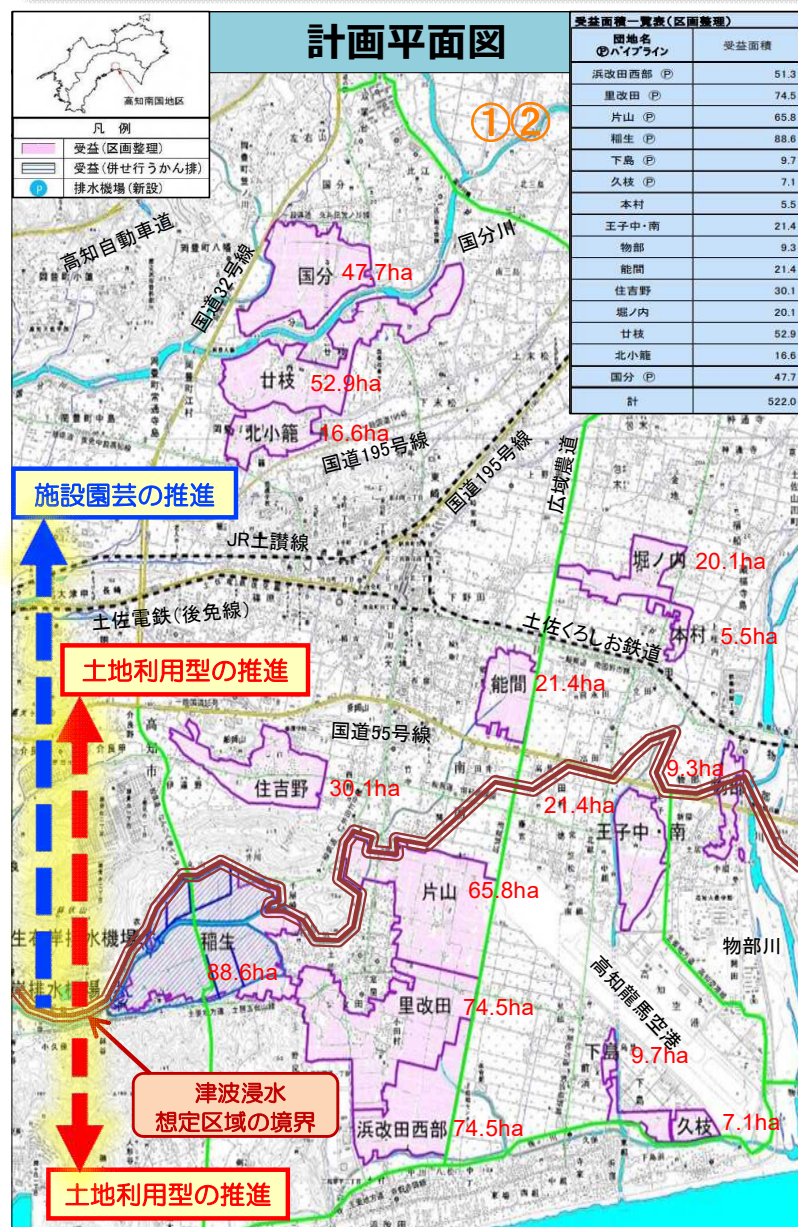


- 耐用年数が超過する施設の計画的な長寿命化対策
- 農業水利施設の機能強化と農業用水の安定確保

成果指標⑤

- 基幹的農業水利施設の長寿命化 ⇒ 11施設
- 基幹的農業水利施設の機能強化 ⇒ 2地区（4施設）
- 農業用水の安定確保 ⇒ 1地区

※「対象施設」は、県営土地改良事業で造成した排水機場や頭首工等の点的施設のうち耐用年数（20年）を超過した施設（水路等の線的施設は除く）



国営ほ場整備の導入（高知南国地区国営緊急農地再編整備事業）

- ・受益面積：526ha
- ・総事業費：210億円
- ・主要事業：区画整理 523ha(15工区)、農業用排水施設 83ha(重複79ha)
- ・事業期間：令和2年度～令和11年度（予定）
- ・事業主体：農林水産省(中国四国農政局高知南国農地整備事業所)

国営事業エリアの目標

- ・農業産出額 : 11 億円 [H24～H29平均] ⇒ **36 億円** [R15] ……25億円 増
- ・高収益作物の作付面積 : 37 ha [H24～H29平均] ⇒ **231 ha** [R15] ……194ha 増
- ・農地利用集積率 : 18.1 % [H30] ⇒ **85.8 %** [R15] ……67.7% 増

柱1：基盤整備の推進

- ① 工事計画の合意形成
 - ・未同意者等の対応
- ② 換地計画の合意形成
 - ・担い手への農地集積を反映
- ③ 関係機関との調整
 - ・埋蔵文化財、河川、道路等
- ④ 担い手ニーズに応じた整備

柱2：担い手の確保・育成

- ① 担い手の確保
 - ・既存の担い手、新規就農者の育成
- ② 法人の確保
 - ・企業参入、法人立ち上げ
- ③ 10年後に後継者がいない農地の把握
 - ・人・農地プラン→地域計画の策定
- ④ 担い手への農地集積

柱3：園芸農業の推進

- ① 施設園芸の推進
 - ・IoTクラウド「SAWACHI」の活用
 - ・担い手規模拡大、法人の参入
- ② 土地利用型の推進
 - ・露地野菜の試験栽培→拡大
 - ・マーケットニーズの把握
- ③ 担い手への普及・啓発
- ④ 機械、施設の確保

生産基盤の整備

将来の担い手の確保

稼げる農業の確立

(1) 次世代型ハウス整備とデジタル化による施設園芸農業の発展

次世代型ハウスの整備に加え、IoTクラウドの蓄積データを活用したデータ駆動型農業の実践による反収アップやコスト削減

- IoTクラウドを活用した営農支援サービス「SAWACHI」の本格運用（R4年9月～）
- データ駆動型の営農指導を実践



- 栽培環境を最適化することで、収量及び品質の向上とコスト削減を実現



データに基づく営農改善

(2) 地域の農家と企業との連携による大規模露地園芸の推進

労働力不足のなか、機械化一貫体系の実現により、業務・加工用野菜の需要拡大や輸入作物の国産化のニーズに対応した大規模露地園芸の産地化を推進

- 露地品目の産地化を推進
 - ・タマネギ、キャベツ、カンショ等の栽培実証と生産拡大
 - ・大型機械化体系の構築、スマート農業の推進
 - ・産地間リレー（作物、機械、労力）の検討



大型機械による収穫

- 業務・加工用野菜の安定供給
- 輸入作物の国産化

成果指標

- 国営ほ場整備実施地区における「担い手」への農地集積率 **85%以上**（※注：事業計画上の目標値）
- 国営ほ場整備実施地区における「農業産出額」 **25億円増**（※注：事業計画上の目標値）

5 取組の実施にあたって踏まえるべき事項

1. 事業評価の実施

◆事前評価

- 新規地区の事業着手にあたり、第三者委員等で構成する「高知県農業農村整備事業計画審査会」で事業計画を審査
- 事業の効率性や妥当性について、ソフト、ハード両面から審査
- 審査結果を県庁ホームページで公表

◆事後評価

- 事業完了後、概ね5年を経過した地区における事業効果の発現状況等について、農業振興センターで評価
- 評価にあたっては、農業振興部内に設置する「事後評価委員会」の意見を反映
- 評価結果に応じて必要なフォローアップを実施

2. 事業の計画的な実施

◆「農業農村整備事業管理計画」に基づく進捗管理

- 「農業農村整備事業管理計画」は、向こう5年間にわたる各種農業農村整備事業の実施プログラム（実施状況、計画、スケジュール等）として、県及び市町村が策定し国へ報告
- 新規計画の取組状況や今後のスケジュール等を中心に計画内容について、毎年、県と市町村で情報共有
- 計画の進捗状況等を踏まえ、計画内容を毎年見直し・更新

3. 環境との調和への配慮

◆環境に関する専門家の意見を反映した事業の実施

- 新規地区の事業着手にあたり、計画区域の住民や農業者の代表者等の意見を踏まえて策定した「環境配慮基本方針」について、環境に関する専門家で構成する「高知県農業農村整備事業環境情報協議会」で意見交換を行い、環境に配慮した事業実施に反映
- 意見を県庁ホームページで公表